

岐阜県公報

号外(二) 令和元年九月三十日

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十四号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の三の次に次の一条を加える。

(地方税共同機構による特定徴収金の払込み)

第十二条の四 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。)

第五十七条の五第二項の規定により地方税共同機構が法第七百四十七条の五の二第二項に規定する特定徴収金を県に払い込む場合においては、第二十号様式による県税現金納付書によつて行わなければならない。

第五十六条第一項中「地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。)」を「施行令」に改める。

第七十三条の六の見出し中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改める。

第八十三条の五(見出しを含む。)中「納付義務」を「納税義務」に改める。

附則第七条の見出し中「対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税」を「対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車等に対する自動車税の環境性能割」に改め、同条第一項中「附則第二十三条第一項」を「附則第二十五条第一項」

目次

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) 一

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 二

告示

岐阜県家畜人工授精用凍結精液等配布規程の一部改正 (農政課) 二

訓令

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令 (税務課) 三

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日) ときは翌日

令和元年九月三十日

に、「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改め、「他の自動車」の下に「(条例第七十二条第一項に規定する自動車に限る。)」を加え、「対象区域内自動車」を「対象区域内自動車等」に、「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に改め、同条第三項中「附則第二十三条第三項」を「附則第二十五条第三項」に、「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改め、同条第四項中「附則第五十二条第五項」を「附則第五十三条の二第五項」に改める。

附則第八条の見出し中「対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に係る自動車税」を「対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車等に対する自動車税の種別割」に改め、同条第一項中「附則第二十五条第一項」を「附則第二十六条第一項」に、「自動車税の」を「自動車税の種別割の」に、「条例附則第二十三条第一項」を「前条第一項」に改め、「(条例第七十二条第一項に規定する自動車に限る。)」を削り、「対象区域内自動車」を「対象区域内自動車等」に、「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に改め、同条第三項中「附則第二十五条第三項」を「附則第二十六条第三項」に改める。

様式百次中「及び第十二条の三」を「第十二条の三及び第十一条の四」に、「自動車の返還による自動車税環境性能割還付(納付義務免除)申請書」を「自動車の返還による自動車税環境性能割還付(納税義務免除)申請書」に、「対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税・自動車税の納税義務免除(還付)申請書」を「対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車等の納税義務免除(還付)申請書(環境性能割・種別割)申請書」に改め、同条第三項中「納税義務免除(還付)申請書」を「納税義務免除(還付)申請書」に改める。

第二十一条中「第12条の3」を「第12条の3、第12条の4」に改める。
 第三十一条中「自動車の返還による自動車税環境性能割還付(納付義務免除)申請書」を「自動車の返還による自動車税環境性能割還付(納税義務免除)申請書」に、「納付義務の免除」を「納税義務の免除」に改める。

第四十六条中「対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税・自動車税の納税義務免除(還付)申請書」を「対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車等に対する自動車税(環境性能割・種別割)の納税義務免除(還付)申請書」に、「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「普通・小型・軽」を「普通・小型」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に、「下さい」を「ください。」に、「附則第52条第1項」を「附則第53条の2第1項」に改め、同条中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域

内用途廃止等自動車等」に改め、同様式備考第三号中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改める。

附則
 この規則は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第七十二条の六の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和元年九月三十日
 岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十五号

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例施行規則(平成二十八年岐阜県規則第三号)の一部を次のように改正する。
 別記第一号様式及び別記第二号様式中「第10条第6項第4号」を「第10条第7項第6号」に、「第42条の4第6項第4号」を「第42条の4第8項第7号」に、「第68条の9第6項第4号」を「第68条の9第8項第6号」に改める。

附則
 この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百四十一号
 岐阜県家畜人工授精用凍結精液等配布規程(昭和四十五年岐阜県告示第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

令和元年十月一日

岐阜県知事 古田 肇

第四条の表黒毛和種種雄牛の精液の部後代検定が終了した黒毛和種種雄牛(以下「特別牛」という。)の項中「一、三五〇」を「一、三八〇」に改め、同部特別牛の中で優秀なもの(以下「特優牛」という。)の項中「二、〇〇〇」を「二、〇四〇」に改め、同部特別牛又は特優牛以外のものの項中「九二〇」を「九四〇」に改め、同表体外受精卵の部中「七、六一〇」を「七、七五〇」に改め、同表広域後代検定事業に係る共同利用種雄牛として県外利用される精液の部中「三、九九〇」を「四、〇六〇」に改める。

この告示は、令和元年十月一日から施行する。

附則

訓令 甲

岐阜県訓令甲第六号

総務部
出納事務局
各県税事務所
自動車税事務所

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年九月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税務処理規程(昭和六十年岐阜県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十九条」を「第一百九十九条」に、

第七節 自動車取得税(第一百十条 第一百七節の二 軽油引取税(第二百十条

第十九条) 第一百二十五条の十五)」を「第七節 軽油引取税(第二百十条 第二百二十五条の十五)」に改める。

第一条第三項中「第十六条第一項」、「第六十八条、第七十条及び第七十一条」及び「自動車取得税又は」を削り、「賦課徴収並びに」を「賦課徴収及び」に、「条例第二条の二第四項第一号」を「条例第二条の二第四項本文」に改め、「飛騨県税務所長」という。(に委任されている事項「の下に」(同条第四項第一号に掲げる事項に限る。))を加え、「同条第四項第三号」を「同条第四項本文」に改め、「岐阜県税務所長」という。(に委任されている事項「の下に」(条例第二条の二第四項第三号に掲げる事項に限る。))を加え、「条例第二条の二第四項第四号」を「同条第四項本文」に改め、「自動車税事務所長」という。(に委任されている事項「の下に」(同項第四号に掲げる事項に限る。))を加える。

第十六条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、「自動車取得税及び」を削り、同条第三項中「自動車取得税及び」を削る。

第二十七条の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改める。第四十八条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改める。

第六十八条第一項中「自動車取得税又は」を削る。

第二章第七節の節名を削る。

第一百十条から第一百九条までを次のように改める。

第一百十条から百十九条まで 削除

第二章第七節の二を同章第七節とする。

第一百二十六条の見出しを「種別割に係る課税免除自動車の承認等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「規定により」を「規定による」に、「課税免除」を「課税免除自動車の承認」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「課税免除を承認」を「課税免除自動車の承認を」に、「課税免除の」を「課税免除自動車の」に改め、同項を同条第三項とし、同条の次に次の九条を加える。

(環境性能割の課税についての調査)

第一百二十六条の二 自動車税事務所長は、環境性能割の申告書又は修正申告書(以下「の節において」申告書」という。)の提出があつた場合において必要と認めるとき、環境性能割の申告書の提出がないとき、環境性能割に係る更正の請求書の提出があつ

たときその他必要があると認めるときは、自動車の取得価額その他必要な事項を調査しなければならぬ。

(環境性能割に係る更正若しくは決定又は加算金の決定)

第二百二十六条の三 自動車税事務所長は、環境性能割の申告書の提出があつた場合において、その課税標準額又は税額が前条の規定により調査したところと異なるときは、直ちに、更正の決議をしなければならない。

2 自動車税事務所長は、環境性能割の申告書の提出がないときは、前条の規定により調査したところに基づき、直ちに、決定の決議をしなければならない。

3 自動車税事務所長は、前二項の規定により更正又は決定をした後において、その課税標準額又は税額が前条の規定により調査したところと異なることを発見したときは、直ちに、更正の決議をしなければならない。

4 前三項の規定による更正又は決定の決議は、別記第二百三十九号の様式による自動車税環境性能割更正・決定等決議書により行わなければならない。この場合において、当該決議書には、別記第二百三十九号の様式による明細表を添付しなければならない。

5 自動車税事務所長は、環境性能割に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定をするときは、別記第二百三十九号の様式による自動車税環境性能割更正・決定等決議書により決議しなければならない。この場合において、当該決議書には、別記第二百三十九号の様式による明細表を添付しなければならない。

6 自動車税事務所長は、規則第八十三条の三の規定による環境性能割に係る更正の請求書の提出があつた場合において、更正をすべき理由がないと認めるときは、当該請求書により更正をしない旨の決議をしなければならない。

(環境性能割の更正又は決定の通知書等)

第二百二十六条の四 規則第十一条の規定による環境性能割の更正又は決定の通知書等は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式のとおり調整して作成しなければならない。

- 一 環境性能割の更正・決定(加算金決定)等通知書 別記第二百三十九号の四様式
- 二 環境性能割の加算金決定等通知書 別記第二百三十九号の五様式
- 2 法第二十条の九の三第四項の規定による更正をすべき理由がない旨の通知は、その旨を前条第六項の請求書の副本に記載して行わなければならない。

(環境性能割の申告是認)

第二百二十六条の五 自動車税事務所長は、環境性能割の申告書の提出があつた場合において、その課税標準額及び税額が第二百二十六条の二の規定により調査したところと異なるときは、別記第二百三十九号の六様式による申告是認調書により申告是認の整理をしなければならない。

2 自動車税事務所長は、前項の規定により申告是認の整理をしたときは、当該申告書の余白に必要事項を記載しなければならない。

(譲渡担保財産の取得に対して課する環境性能割の納税義務の免除等)

第二百二十六条の六 自動車税事務所長は、規則第八十三条の四第一項の規定による納税義務免除申請書の提出があつたときは、当該申請書により納税義務の免除について決議しなければならない。

2 規則第八十三条の四第二項の規定による納税義務の免除の通知は、その旨を前項の申請書の副本に記載して行わなければならない。

3 第十三条第一項から第四項まで、第八項及び第九項の規定は、条例第七十二条の十五第二項又は第四項の規定による環境性能割の徴収猶予及びその取消しについて準用する。

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除)

第二百二十六条の七 前条第一項の規定は規則第八十三条の五第一項の規定による納税義務免除申請書の提出があつた場合について、前条第二項の規定は規則第八十三条の五第二項の規定による納税義務の免除の通知について準用する。

(環境性能割の減免)

第二百二十六条の八 自動車税事務所長は、規則第八十三条の七第五項、第八十三条の八第三項、第八十三条の九第十二項又は第八十三条の十第二項の規定による減免申請書の提出があつたときは、当該申請書によつて減免について決議しなければならない。

2 規則第八十三条の七第六項(規則第八十三条の八第四項、第八十三条の九第十四項又は第八十三条の十第三項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、その旨を前項の申請書の副本に記載して行わなければならない。

3 自動車税事務所長は、条例第七十二条の十七第一項第三号から第五号までに掲げる者から規則第八十三条の九第十二項の規定による減免申請書の提出があつたときは、条例第七十二条の十七第五項の規定により提示された規則第八十三条の九第十三項に規定する書類に別記第二百三十九号の七様式による減免申請済印を押印しなければならない。

(環境性能割申告書の整理)

第二百二十六条の九 自動車税事務所長は、環境性能割の申告書を申告日(と)に整理しなければならぬ。

(種別割の納税義務者の調査)

第二百二十六条の十 自動車税事務所長は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第七条、第十二条、第十三条、第十五条若しくは第十六条の規定による新規登録、変更登録、移転登録若しくは抹消登録の申請があつた自動車又は同法第十四条の規定による登録番号の変更があつた自動車に対する種別割の課税に必要な事項について、条例第八十条第一項の規定により提出があつた種別割申告書その他の関係資料(電磁的記録を含む。)によつて調査しなければならない。同条第二項又は第三項の規定により種別割申告書を提出すべきものについても、同様とする。

第二百二十七条第二項中「自動車税の」を「種別割の」に改める。

第二百二十八条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同項第一号中「自動車税」を「種別割」に改め、同項第二号中「定める」を「掲げる」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「損壊」を削り、「存在しない場合」の下に「損壊により修理不能となつた場合」を、「存在しなくなつた日」の下に「修理不能となつた日」を加え、「自動車税を」を「種別割を」に改め、同条第三項中「自動車税の」を「種別割の」に、「自動車税賦課決定等決議書」を「自動車税種別割賦課決定等決議書」に、「別記第二百二十六号様式」を「別記第二百二十九号の三様式」に改め、同条第四項中「自動車税賦課決定等決議書」を「自動車税種別割賦課決定等決議書」に、「別記第二百二十六号様式」を「別記第二百二十九号の三様式」に改める。

第二百三十一条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税の」を「種別割の」に、「自動車税賦課決定等決議書」を「自動車税種別割賦課決定等決議書」に改め、同条第二項中「自動車税の」を「種別割の」に改め、同項第二号中「自動車税賦課決定等決議書」を「自動車税種別割賦課決定等決議書」に改め、同条第三項中「自動車税の」を「種別割の」に、「自動車税賦課決定等決議書」を「自動車税種別割賦課決定等決議書」に、「別記第二百二十六号様式」を「別記第二百二十九号の三様式」に改める。

第二百三十二条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税の」を「種別割の」に改める。

第二百三十三条第一項中「第八十三条の二第一項の規定により」を「第八十三条の十一第一項の規定による」に改め、同条第二項中「第八十三条の二第二項に規定する」を「第八十三条の十一第二項の規定による」に改める。

第二百三十四条の見出し中「自動車税納税証明書」を「種別割納税証明書」に改め、同条第二項中「自動車税の」を「種別割の」に、「自動車税」を「種別割」に改める。

第二百三十五条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第八十八条」を「第二百二十六条の八第一項」に、「規則第八十七条第二項、第八十七条の二第二項、第八十七条の三第六項又は第八十七条の四第二項の規定により自動車税減免申請書の提出があつた場合」を「規則第八十七条第二項、第八十七条の二第三項、第八十七条の三第五項又は第八十七条の四第一項の規定による減免申請書の提出があつた場合について、第二百二十六条の八第二項の規定は規則第八十七条第三項、第八十七条の二第四項、第八十七条の三第八項又は第八十七条の四第三項において準用する規則第八十五条の七第六項の規定による通知について、第二百二十六条の八第三項の規定は条例第八十五条の二第一項第三号に掲げる者から規則第八十七条の三第五項の規定による減免申請書の提出があつた場合」に改め、「準用する」の下に「この場合において、第二百二十六条の八第三項中「第七十二条の十七第五項」とあるのは「第八十五条の二第四項」と、「第八十三条の九第十三項」とあるのは「第八十七条の三第七項」と読み替へるものとする」を加える。

第二百三十六条(見出しを含む。)中「自動車税申告書」を「種別割申告書」に改める。

附則第三項に見出しとして「(不動産取得税の徴収猶予等)」を付する。

附則第四項に見出しとして「(対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車等に対する自動車税の環境性能割の納税義務の免除等)」を付し、同項中「第一百十二条」を「第二百二十六条の六第一項及び第二項」に、「附則第二十三条第二項」を「附則第二十五条第二項」に、「附則第五十二条第五項」を「附則第五十三条の二第五項」に、「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に、「規則附則第七条第一項及び第二項」を「条例附則第二十五条第一項」に改める。

附則第五項に見出しとして「(対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車等に対する自動車税の種別割の納税義務の免除等)」を付し、同項中「附則第二十五条第二項」を「附則第二十六条第二項」に改め、「自動車税の」の下に「種別割の」を加え、「規則附則第八条第一項及び第二項」を「条例附則第二十六条第一項」に改める。

別記様式目次中「自動車税用」を「自動車税種別割用」に、「第一百一十一条並びに第百

二十五条の七第一項を「第二百二十五条の七第一項並びに第二百二十六条の八第三項」に、「第一百一十一条並びに附則第三項」を「第二百二十六条の八第三項並びに附則第三項」に、「第一百一十一条及び第二百二十五条の七第一項」を「第二百二十五条の七第一項及び第二百二十六条の八第三項」に、「自動車税を」を「自動車税種別割を」に、「自動車税徴収関係書類等引継(引受)書」を「自動車税種別割徴収関係書類等引継(引受)書」に、「自動車税課税地異動通知書」を「自動車税種別割課税地異動通知書」に、「自動車税賦課決定明細表兼調定明細表」を「自動車税種別割賦課決定明細表兼調定明細表」に改め、「第五十七条第一項及び第三項並びに附則第三項」及び「第五十七条第二項及び第三項並びに附則第三項」の下に、「第四項及び第五項」を加え、「法人税額等通知書」を「市町村民税の法人税割に係る課税標準額等の通知書」に、

「第二百二十四号様式 削除
 第二百二十五号様式 自動車取得税更正・決定等決議書 第百十五条第四項及び第五項

第二百二十六号様式 自動車取得税・自動車税賦課等明細表 第百十五条第四項及び第五項、第百二十八条第三項及び第四項並びに百三十一条第三項

第二百二十七号様式 自動車取得税更正・決定(加算金決定)等通知書 第百十六条第一項

第二百二十八号様式 自動車取得税加算金決定等通知書 第百十六条第一項

第二百二十九号様式 自動車取得税申告是認調書 第百十七条第一項

第二百三十号様式 自動車取得税・自動車税減免申請済印 第百十八条第一項及び第百三十五条

「第二百三十四号様式か
 第二百三十五号様式ま
 で」 削除

「第二百二十九号様式 自動車税課税免除取消通知書 第百二十六条第四項
 「第二百二十九号様式 自動車税種別割課税免除自動車承認取消通知書 第百二十六条第三項

第二百二十九号の二様式 自動車税環境性能割更正・決定等決議書 第百二十六条の三
 第二百二十九号の三様式 自動車税(環境性能割・種別割)賦課等明細表 第百二十六条の三、第四項及び第五項、第百二十八条第三項及び第四項並びに第百三十一条第三項

第二百二十九号の四様式 自動車税環境性能割更正・決定(加算金決定)等通知書 第百二十六条の四第一項

第二百二十九号の五様式 自動車税環境性能割加算金決定等通知書 第百二十六条の四第一項

第二百二十九号の六様式 自動車税環境性能割申告是認調書 第百二十六条の五第一項

第二百二十九号の七様式 自動車税減免申請済印 第百二十六条の八第三項及び第百三十五条

「自動車税賦課決定等決議書」を「自動車税種別割賦課決定等決議書」に改め、「第二百二十八条第三項及び第四項並びに」を削り、「自動車税納税通知書」を「自動車税種別割納税通知書」に、「自動車税増額納税通知書」を「自動車税種別割増額納税通知書」に、「自動車税減額納税通知書」を「自動車税種別割減額納税通知書」に改める。別記第三号様式その二を次のように改める。

「第二百二十九号様式
 自動車税種別割課税免除自動車承認取消通知書
 第百二十六条第三項

岐阜県
自動車税種別割

自動車税種別割領収証書

公

加入者名

口座番号

様

登録番号
課税年度
課税対象年度

納期限 納付番号 確認番号 摘要
納付区分

納付する額
税額
延滞金
合計
円
円
円

領収日付印
収入印紙不要

(差出人)

C V S 収納代行会社

(納 税 者 保 管) 上記のとおり領収しました。

(納 税 者 保 管)

岐阜県
自動車税種別割

納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)

この証明書で車検の際の納税確認をする場合がありますので、大切に保管してください。

登録番号
車台番号
証明書有効期限

上記の登録番号、車台番号、証明書有効期限が「■■■納税証明書無効■■■」となっているものは「■■■」は無効です。収納機関の領収日付印がないものは無効です。

岐阜市日置江2648-3

岐阜県自動車税事務所長

印

領収日付印
収入印紙不要

継続検査・構造等変更検査(重機)で使用される際は、お取り扱いの注意を必ずご確認ください。

(表面)

口座振替停止通知書

年 月 日

あなたは において 県税（個人の事業税、自動車税種別割）
に関する

より納めて
を口座振替にして いただいておりましたが、 年 月 日以降に

納期が到来するものから口座振替の取扱いを止めさせていただきます。

口
座
振
替
停
止
理
由

備考 金融機関にする通知には、停止の理由を記載しないこと。

別記第五号様式表面を次のように改める。

岐阜県十三町警察官「第111条、第125条の7」や「第125条の7、第126条の8」に於ける。

岐阜県十三町の警察官「第111条」や「第126条の8」に於ける。


岐阜県十三町の警察官、岐阜県十三町の警察官及び岐阜県十四町警察官「第111条、第125条の7」や「第125条の7、第126条の8」に於ける。

岐阜県三十七町警察官の「欄」に「自動車取得税」や「自動車税環境性能割」に

「第134条」や「第173条」に於ける。

別記第三十七町警察官の三断面を次のようにする。


(表面)

77		岐阜県納入済通知書 (自動車税種別割)		公	通常払込料金 加入者負担	
加入者名	口座記号 番号	納付番号	合計金額 確認番号	納付 区分	円	
収納機関 番号						
納期限	年度	登録番号		O C R - I D		

33

延滞金					円	コンビニ等取扱期限	領収日付印
合計					円	納税者氏名 (住所等非表示払込書) 様	
<small>コンビニエンスストア等 収納時の注意 バーコードのないもの、 バーコードが読めないもの、 などで受付できないものは、 金額が30万円を超え、 ものは金額訂正したものは、 コンビニエンスストア等 等で納付することはできません。</small>							(CVS収納代行会社 /CVS本部保管)
取りまとめ金融機関		取りまとめ店					
税 目		取りまとめ事務所					

備考 第3号様式その1備考は、この様式について準用する。

通常払込料金 加入者負担		岐阜県 納付書 (原符) 兼 払込金受領証		公	
加入者名	口座記号 番号	納付番号	確認番号	納付区分	
税 目	納 期 限	登 録 番 号	税 額	延 滞 金	円
				合計金額	円
				納税者氏名 (住所等非表示払込書)	様
				納付内容	
				CVS収納代行会社	領収日付印
				課税事務所	
				取りまとめ金融機関	
				取りまとめ店	
				金融機関 CVS店舗保管	

この受領証は、大切に保管してください。

岐 阜 県
自動車税種別割

自動車税種別割督促状兼領収証書

公

加入者名

口座番号

登録番号
課税年度
課税対象年度

様

岐 阜 県
自動車税種別割

納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)

この証明書で車検の際の納税確認をする場合がありますので、大切に保管してください。

登録番号
車台番号
証明書有効期限

継続検査・構造等変更検査(車検)で使用される際にはお切り離してください。

上記の登録番号、車台番号、証明書有効期限が「■■■納税証明書無効■■■」となっているもの又は収納機関の領収日付印がないものは無効です。

納期限
納付番号 確認番号 摘要
納付区分

納付する額
税額
延滞金
合計
円
円
円

上記のとおり滞納となつておりますので裏面の納付場所まで急納めてください。

岐阜県自動車税事務所長

(差出人)
501-6192
岐阜市日置江2648-3

印

岐阜県自動車税事務所
電話 (058) 279-3781
(問合せ先上記 受付時間 平日8:30~17:15)

領収日付印
収入印紙不要

岐阜市日置江2648-3
岐阜県自動車税事務所長

印

領収日付印
収入印紙不要

CVS収納代行会社

(納税者保管) 上記のとおり領収しました。

(納税者保管)

別記第三十八号様式中「自動車検査関係書類等引継(引取)書」を「自動車種別
検査関係書類等引継(引取)書」に改める。
別記第三十九号様式を次のように改める。

第39号様式(用紙日本産業規格A4)(第27条関係)

様

自動車税種別割課税地異動通知書

岐阜県 県税事務所長

第 号
年 月 日

あなたの自動車税種別割の課税地が次のとおり異動し、これらの県税の徴収及びこれに関する事項については、当県税事務所が所管することとなりましたので、通知します。

税目	課税年度	課税番号	登録番号	期別	納期限	税額 (円)	延滞金・ 滞納処分費 (円)	加算金(円)			異動前の課税地	異動後の課税地	
								過少申告	不申告	重			
							法律による金額						
							〃						
							〃						
							〃						
							〃						
摘要	「税額」欄及び「加算金」欄については、上段に確定額を、下段に未納となっている額をそれぞれ記載しています。												

別記第百三十八号の二様式中「自動車税賦課決定明細表兼調定明細表」を「自動車税種別賦課決定明細表兼調定明細表」に改める。

別記第百四十八号様式、別記第百四十九号様式及び別記第百五十号様式中「附則第3項」を「附則第3項 附則第5項」に改める。

別記第百五十二号様式その一中「附則第3項」を「附則第3項、附則第4項」に改める。

別記第百五十二号様式その二中「第57条」を「第57条、附則第5項」に改める。
別記第百六十号様式を次のように改める。

第160号様式 (用紙日本産業規格A4) (第60条関係)

歳 入 日 計 表

年度

歳入取扱日： 年 月 日

作成日： 年 月 日

	合 計																			
	件数	金額																		
個人県民税																				
県民税配当割																				
県民税株式会社等譲渡所得割																				
法人県民税																				
個人事業税																				
法人事業税																				
地方消費税譲渡割																				
地方消費税貨物割																				
不動産取得税																				
県たばこ税																				
ゴルフ場利用税																				
軽油引取税																				
自動車税課税性能割																				
自動車税額別割																				
鉱区税																				
県固定資産税																				
狩猟税																				
県被爆者保全税																				
(旧法) 特別地方消費税																				
(旧法) 自動車取得税																				
(旧法) 自動車税																				
(旧法) 軽油引取税																				
県 税 小 計																				
延滞金																				
不申告加算金																				
過少申告加算金																				
重加算金																				
税 外 収 入 計																				
申告納付 (未納)																				
回付未済額																				
繰 入 小 計																				
県 税 合 計																				

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

別記第六十三号様式付表一中

「自動車取得税」を「軽油引取税」

軽油引取税 を 自動車税環境性能割

自動車税 「自動車税種別割」を「(旧法)自動車取得税」を「(旧法)

自動車取得税」に改める。

自動車税」に改める。

別記第六十三号様式付表二から同様式付表七までを次のように改める。

第163号様式付表 2 (用紙日本産業規格A4) (第63条関係)

年度

不 納 欠 損 に 関 す る 調

作成日： 年 月 日

(単位：円)

区分	時 効 完 成			時 効 完 成			行 止 中			計	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	
個人県民税											
均等割及び所得割											
配当割											
株式等譲渡所得割											
法人県民税											
県民税和子割											
個人事業税											
法人事業税											
不動産取得税											
県たばこ税											
ゴルフ場利用税											
軽油引取税											
自動車税環境性能割											
自動車税種別割											
釧路区税											
狩猟税											
乗鞍環境保全税											
(旧法) 特別地方消費税											
(旧法) 自動車取得税											
(旧法) 自動車税											
(旧法) 軽油引取税											
計											
過少申告											
加算金											
不申告											
重											
計											
合計											

備考 第 3 号様式その 1 備考は、この様式について準用する。

第 163 号様式付表 3 (用紙日本産業規格 A 4) (第 63 条関係)

年度 収入未済額に関する調(1)

作成日: 年 月 日 (単位:円)

税目	区分	財産差押①		換価猶予②		執行停止③		徴収猶予④		徴収嘱託⑤		交付要求⑥	
		件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
個人県民税	均等割及び所得割												
	配当割												
	株式等譲渡所得割												
法人県民税													
県民税和子割													
個人事業税													
法人事業税													
不動産取得税													
県たばこ税													
ゴルフ場利用税													
軽油引取税													
自動車税環境性能割													
自動車税種別割													
航空税													
狩猟税													
乗鞍環境保全税													
(旧法) 特別地方消費税													
(旧法) 自動車取得税													
(旧法) 自動車税													
(旧法) 軽油引取税													
計													
税外収入	加												
	算												
入	金												
	重												
入	計												
合計													

備考 第3号様式その1の備考は、この様式について準用する。

第 163 号様式付表 4 (用紙日本産業規格 A 4) (第 63 条関係)

年度

差押えに関する調

作成日: 年 月 日

区分	差押え		本年度中差押額		計		差押解除		その他		差引本年度末差押額	
	① 前年度末差押額 金額(円)	件数(件)	② 金額 円	件数 件	①+②=③ 金額 円	件数 件	④ 金額 円	件数 件	⑤ 金額 円	件数 件	⑥ 金額(円)	件数(件)
県民税	個人											
	均等割及び所得割											
	配当割											
	株式等譲渡所得割											
	法人											
	和子割											
	個人											
	法人											
事業税												
不動産取得税												
県たばこ税												
ゴルフ場利用税												
軽油引取税												
自動車税環境性能割												
自動車税種別割												
鋳区税												
狩猟税												
乗鞍環境保全税												
(旧法)特別地方消費税												
(旧法)自動車取得税												
(旧法)自動車税												
(旧法)軽油引取税												
計												
税	過少申告加算金											
外	不申告加算金											
収	重加算金											
入	計											
合計												

備考 第3号様式その1の備考は、この様式について準用する。

第163号様式付表5 (用紙日本産業規格A4) (第63条関係)

事務所: 年度 執行停止に関する欄

作成日: 年 月 日

区分	執行停止額		本年度中執行停止額		計		本年度中の不納欠損額及び執行停止取消額		差引本年度末執行停止額		内訳								
	金額 円	件数 件	金額 円	件数 件	金額 円	件数 件	金額 円	件数 件	金額 円	件数 件	第1号該当 金額 円	件数 件	第2号該当 金額 円	件数 件	第3号該当 金額 円	件数 件			
現年	個人	均等割及び所得割 配当割 株式等譲渡所得割																	
		法人																	
		利子割																	
		個人																	
		法人																	
		事業税																	
		不動産取得税																	
		県たばこ税																	
		ゴルフ場利用税																	
		軽油引取税																	
課税	個人	自動車税環境性能割																	
		自動車税種別割																	
		雑区税																	
		狩猟税																	
		養蜂環境安全税																	
		特別地方消費税																	
		自動車取得税																	
		自動車税																	
		軽油引取税																	
		特別地方消費税																	
滞納	個人	均等割及び所得割 配当割 株式等譲渡所得割																	
		法人																	
		利子割																	
		個人																	
		法人																	
		事業税																	
		不動産取得税																	
		県たばこ税																	
		ゴルフ場利用税																	
		軽油引取税																	
繰越	個人	自動車税環境性能割																	
		自動車税種別割																	
		雑区税																	
		狩猟税																	
		養蜂環境安全税																	
		特別地方消費税																	
		自動車取得税																	
		自動車税																	
		軽油引取税																	
		特別地方消費税																	
税外	個人	過少申告加算金																	
		不申告加算金																	
		重加算金																	
合計																			

備考 第3号様式その1の備考は、この様式について準用する。

第163号様式付表6 (用紙日本産業規格A4) (第63条関係)

課税年度別収入未済額に関する調

事務所:

作成日: 年 月 日

区分	年度		年度		年度		年度		年度以前		計		
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数			
県民税	個人 均等割及び所得割 配当割 株式等譲渡所得割	円	件	円	件	円	件	円	円	円	円	件	件
		円	件	円	件	円	件	円	円	円	円	件	件
		円	件	円	件	円	件	円	円	円	円	件	件
		円	件	円	件	円	件	円	円	円	円	件	件
事業税	法人												
	利子割												
本	個人												
	法人												
不動産取得税													
県たばこ税													
ゴルフ場利用税													
軽油引取税													
自動車税環境性能割													
自動車税種別割													
都区税													
狩猟税													
乗鞍環境保全税													
旧法による税													
特別地方消費税													
自動車取得税													
自動車税													
軽油引取税													
計													
税	過少申告加算金												
外	不申告加算金												
収	重加算金												
入	計												
合計													

備考 第3号様式その1の備考は、この様式について準用する。

法人 事業税 法 人	更正による減額	確定申告による減額	徴収金の引継引受による増減額	誤謬等の訂正による増減額	
	個人 同	上		同	同
上		確定申告による減額	同	同	
不動産取得税	条例第58条の2から第58条の6までの規定による減額	条例第55条の規定による減額	同	同	
自動車税種別割	課税客体の滅失による賦課の取消しによる減額	定置場の具外移動による減額	同	同	
鉦 区 税	鉦区の減区による減額		同	同	
旧特別地方消費税	旧条例第67条の3の規定による減額		同	同	

- 備考
- 1 「異動額」欄の増減額は、増額及び減額別に記載し、減額分は、上段に朱書すること。
 - 2 「異動額」欄の(イ)(ロ)(ハ)及び(ニ)については、理由別表によつて記載すること。
 - 3 「異動額」欄の(ホ)に該当がある場合は、理由別表「(ホ)その他の理由による減額」欄にその概要を記載すること。
 - 4 第3号様式その1備考は、この様式について準用する。

第196号様式 (用紙日本産業規格 A 4) (第90条関係)

発行番号: 受付日: 利用者ID: 納税者ID: 手続ID: 様式ID:

通知年月日:

長 殿

市町村民税法人税割に係る課税標準額等の通知について

このことについて、次のとおり通知します。

Table with 4 columns: 法人番号, (フリガナ), 法人名, 主たる事務所等の所在地. Includes a field for '変更前()'.

Table with 4 columns: 事業年度 (from/to), 法人税申告期限 (from/to), 連結区分, 法人区分. Includes fields for '資本金の額又は出資金の額' and '資本金の額及び資本準備金の額の合算額'.

Table with 4 columns: 税務官署の通知年月日, 法人税申告年月日, 申告処理年月日, 税務官署. Includes fields for '税務官署の区分', '税務官署の申告区分', '申告処理区分', and '減額更正の理由'.

Table with 4 columns: (用途秘匿金税額等), 法人税割 (非PE分), 差引所得に対する法人税額, 仮装経理に基づく法人税額等, 租税条約対象法人税額, 特定寄附金の合計額, 重加算税額. Includes fields for '対象所得', '対象付加額', '対象値', '対象資本金額', '対象収入金額', '控除外国税額の総額', '外国の法人税等の額の控除額', '補正後の分割基準総数'.

Table with 6 columns: 関係市町村事務所所在地, 分割基準, 関係市町村事務所所在地, 分割基準, 関係市町村事務所所在地, 分割基準. Includes a '分割基準総数' row and numbered rows 1-12.

備考

連絡先:

電話番号:
課税番号:

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

別記第百九十六号様式を次のように改める。

第206号様式 (用紙日本産業規格A4) (第95条関係)

発行番号: 受付日: 利用者ID: 納税者ID: 手続ID: 様式ID:

通知年月日:

知事 殿

法人 県 民 税 に係る課税標準額等の通知について
事 業 税

このことについて、次のとおり通知します。

Table with 2 columns: 法人番号 (変更前), (フリガナ), 法人名, 主たる事務所等の所在地

Table with 4 columns: 事業年度 (から/まで), 申告期限の延長月数, 事業税/県民税 (月), 資本金の額又は出資金の額 (解散時点), 連結区分 (災害等延長の申告期限), 資本金の額及び資本準備金の額の合算額, 事業年度区分 (法人区分), 法第72条の適用, 資本金等の額

Table with 4 columns: 税務官署の通知年月日, 法人税申告月日, 申告処理年月日, 税務官署, 税務官署の処理区分, 申告区分, 申告処理区分, 減額更正の理由

Table with 4 columns: 課税標準等 (所得割, 業等, 総額), 課税標準等 (付加価値割, 資本割, 収入割), 課税標準等 (用途秘匿金税額等), 法人税割 (非PE分), 差引所得に対する法人税額, 課税標準等 (対象所得, 対象付加価値, 対象資本等, 対象収入), 課税標準等 (対象所得, 対象付加価値, 対象資本等, 対象収入), 課税標準等 (過小申告加算税額), 無申告加算税額, 重加算税額, 重加算税対象所得金額

Table with 3 columns: 分割基準 (法人事業税), 種類, 内訳, 総数, 法人 都道府県民税, 関係都道府県の事務所所在地, 分割都道府県数

Table with 4 columns: その他 (外国の法人税等の額の控除額), 仮装経理 (対象所得金額, 対象付加価値額, 対象資本等金額, 対象収入金額, 対象法人税額), 租税条約 (対象所得金額, 対象付加価値額, 対象資本等金額, 対象収入金額, 対象法人税額), 補正後の従業員数の総数, 軌道又は鉄道の売上高, 特定寄附金の合計額, 市町村民税分, 軌道又は鉄道の売上高, 欠損事業年度の所得金額 (欠損金額)

備考

連絡先:

電話番号:
課税番号:

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

別記第206号様式を次のように改める。

別記第124号様式から別記第125号様式までを次のように改める。

第224号様式から第230号様式まで 削除

別記第123号様式中「自動車税課税免除経過通知書」を「自動車税種別割課税免除自動車税課税通知書」に改め、同様式の次に次の六様式を加える。

第239号の2様式（用紙日本産業規格A4）（第126条の3関係）

							起案	年 月 日
							決裁	年 月 日
自動車税環境性能割更正・決定等決議書								
申告事由		今 回			累 計			
		件 数	課税標準額	税 額	件 数	課税標準額	税 額	
非課税								
免税点以下								
増額調定分	現金徴収(申告納付分)							
	修正申告							
	更正							
	決定							
	その他							
	小計 ①							
減額調定分	課税免除							
	減免	身障等、戦傷						
		公的、構造、公益						
		その他						
	更正							
	その他							
	小計 ②							
合計 ①-②								
加算金	過少申告加算金							
	不申告加算金							
	重加算金							

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第239号の4様式（用紙日本産業規格A4）（第126条の4関係）

自動車税環境性能割更正・決定（加算金決定）等通知書

第 年 月 日

住所（所在地）
氏名（名称）

様

岐阜県自動車税事務所長 印

自動車税環境性能割について、地方税法第168条、第171条及び第172条の規定により次のとおり更正・決定及び加算金の決定をいたしましたので通知します。
この通知書に基づく不足税額並びに不足税額に対する延滞金額及び加算金額については、通知納期限までに県指定金融機関等へ納付書によって納めてください。

登録番号		登録年月日			
区 分	確 定 額	既 確 定 額	差 引 増 減 額		
課税標準額	千円	千円	千円		
税 率					
税 額	円	円	円		
	計算の基礎となる税額	率	確 定 額	既 確 定 額	差 引 増 減 額
過少申告加算金 (通常対象分) (加重対象分)	円		円	円	円
不申告加算金 (通常対象分) (加重対象分)					
重 加 算 金					
通知納期限				加算金計	
摘 要				納付すべき額	

(延滞金の計算方法)

1 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセントの割合（平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算します（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）。ただし、この通知書による通知納期限までの期間又は当該通知納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、不足税額に年7.3パーセントの割合（これらの期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間について当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間について特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合））を乗じて計算します。

(審査請求)

2 この更正・決定及び加算金の決定について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。
(処分の取消しの訴え)

3 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第 239 号の 5 様式 (用紙日本産業規格 A 4) (第 126 条の 4 関係)

自動車税環境性能割加算金決定等通知書			
住所 (所在地) 氏名 (名 称)		第 年 月 日	
様		岐阜県自動車税事務所長 印	
<p>自動車税環境性能割について、地方税法第171条及び第172条の規定により、次のとおり加算金を決定したので通知します。</p> <p>この通知書に基づく加算金額については、通知納期限までに県指定金融機関等へ納付書によつて納めてください。</p>			

		登録番号		登録年月日			
区 分	確 定 額			既 確 定 額			差引増減額
	税額	率	加算金額	税額	率	加算金額	
過少申告加算金 (通常対象分) (加重対象分)	円		円	円		円	円
不申告加算金 (通常対象分) (加重対象分)							
重 加 算 金							
加算金の計算基礎			摘要			加算金計	
申告等区分	申告					納付すべき額	
申告等年月日							
税額	円						
通知納期限							

この加算金の決定について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分取消しの訴えを提起することができます。

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

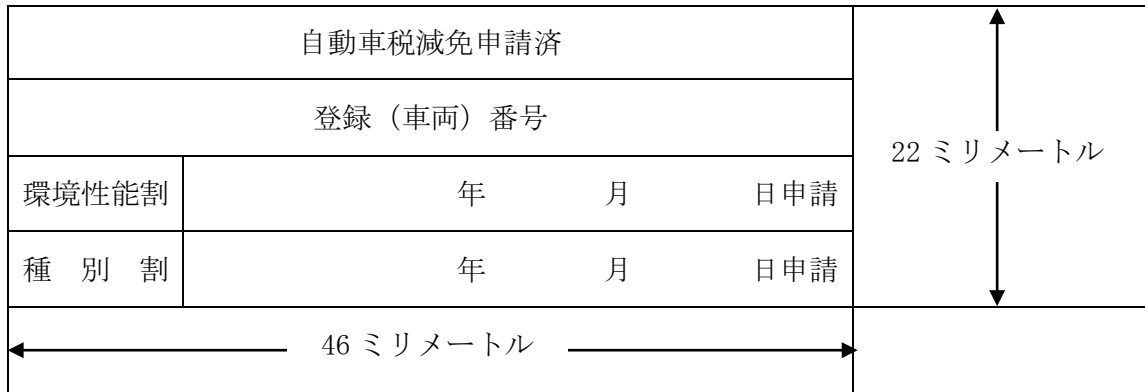
第 239 号の 6 様式 (用紙日本産業規格 A 4) (第 126 条の 5 関係)

所 長	担当課長	係 長	係 員	主 任	起 案	・ ・
					決 裁	・ ・
自動車税環境性能割申告是認調査						
登 録 番 号						
住 所 (所 在 地)						
氏 名 (名 称)						
課 税 年 度						年 度
申 告 年 月 日					年	月 日
外 件						

- 備考 1 調査書を添付すること。
 2 申告区分別に作成すること。
 3 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

第239号の7様式 (第126条の8、第135条関係)

自動車税減免申請済印



別記第124号様式第124号「第128条、」を記す「自動車税減免申請済印」を
 「自動車税種別割賦課決定等決議書」に捺印する。
 別記第124号様式その1表面を次のように改定する。

第247号様式その2 (用紙縦115ミリメートル 横182ミリメートル) (第132条関係)

(表面)

岐阜県

自動車税種別割納税通知書 (口座振替用)

次のとおり地方税法第146条及び岐阜県税条例第72条の規定により賦課しましたので、通知します。

岐阜県自動車税事務所長 印

様

年度自動車税種別割	
登録番号	
納期限	
課税年度	年度
課税対象年度	年度
区分	

税額 (税率)	円
減免額	円
既納付額	円
差引納付すべき税額	円
摘要	

口座振替金融機関名	
口座振替預金種別	
口座振替口座番号	

口座番号は、一部非表示になっています。

口座振替日は、右記納期限となります。
 口座振替は自動車ごとに登録していただきます。自動車の買換えをされたとき又は口座の変更・解約をされたときは、必ず口座振替金融機関において取消し及び再依頼を行ってください。

備考 第3号様式その1備考は、この様式について準用する。

(裏面)

(口座振替)

この自動車税種別割は、あなたのご指定になった金融機関の預貯金口座から自動的に振替納税され、領収証書は金融機関から送られることになっていますので、この納税通知書により通知する税額が振替できるだけの預貯金が口座に準備されているか、納期限の数日前にお確かめください。なお、納期限までに当該車両を抹消又は県外移転した場合でも全額振替しますが、過納分につきましては後日還付します。

(延滞金)

納期限後に税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセントの割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合（特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合））となります。

(督促)

納期限までに税金が完納されないときは、納期限後50日以内に督促状を発送します。

(滞納処分)

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、地方税法第167条及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をすることがあります。

(審査請求)

この税の賦課について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。

(処分の取消しの訴え)

処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第二百四十八号様式表面を次のように改める。

(表面)

77		岐阜県納入滞り通知書 (自動車種別別納)		公	追加支払予定金 加入者負担	公
加入者名	口座記号 番号	納付番号	納付番号	合計金額	納付番号	納付区分
自動車種別 番号	納付番号	年度	登録番号	種類 番号	納付 番号	納付区分
納期限		▼	▼	▼	▼	▼
33		▼	▼	▼	▼	▼
コンビニ等取投期限 納付者氏名 (住所番号表示込) 様 コンビニエクスプレス等取納 時の注意 ハートマークのない、パー コーは記録されない。また、受付 交差するものは登録番号が同 じなものはコンビニエクスプレ ス等で納付することはできま せん。		円	領収日付印			
CVS 取納用	取りまともめ店	取りまともめ店	(CVS取納代行会社 / CVS本部保留)			
税目	取りまともめ店	取りまともめ店				
追加支払予定 加入者負担 納付番号 (住所番号表示込) 様 納付番号 納付番号 納付区分 税目 納期限 登録番号 税額 延滞金 合計金額 納付者氏名 納付内容 CVS取納代行会社 課税事務所 取りまともめ店 金庫残額 / CVS本部保留 この受領証は、大切に保管してください。		円	円	円	円	円
自動車種別別納納税通知書兼領収証書 公 加入者名 口座番号 登録番号 年度 区 分 登録番号 自動車年度 区 分 自動車の種類						
年税額 (税単) 課税月数 課税等の額 減免等の額 減免後の税額		円 円 円 円 円	納期限 内 限 課税決定税額 納付する税額 確定税額	円 円 円 円	税額 延滞金 合計 収入印紙不要	
岐阜県自動車税事務所 501-6192 岐阜市白瀬江2918-3 岐阜県自動車税事務所 (差出人)		上記のとおり地方税法第177条の10及び岐阜県規則第77条の規 定により増額しましたので、裏面の納付場所へ納期限までに納め てください。			上記のとおり領収しました。	

備考 第3号様式その1備考は、この様式について準用する。

附 則

- 1 この訓令は、令和元年十月一日から施行する。
- 2 改正前の岐阜県税事務処理規程の様式による用紙で知事が必要と認めるものは、当分の間使用することができる。

令和元年九月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社